

奈良県保健所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第九号

奈良県保健所設置条例の一部を改正する条例

奈良県保健所設置条例（昭和二十七年五月奈良県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表奈良県吉野保健所の項中「吉野郡大淀町、下市町、吉野町、東吉野村、天川村、黒滝村、川上村、上北山村、下北山村」を「五條市、吉野郡」に改め、同表奈良県内吉野保健所の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（奈良県感染症診査協議会条例の一部改正）

2 奈良県感染症診査協議会条例（平成十一年三月奈良県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中「吉野保健所及び内吉野保健所」を「及び吉野保健所」に、「中和・吉野・内吉野保健所感染症診査協議会」を「中和・吉野保健所感染症診査協議会」に改める。

第十一条第二号中「中和・吉野・内吉野保健所感染症診査協議会」を「中和・吉野保健所感染症診査協議会」に改める。

（奈良県感染症診査協議会条例の一部改正に伴う経過措置）

3 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の奈良県感染症診査協議会条例（以下「旧条例」という。）第二条第二項の規定により設置された中和・吉野・内吉野保健所感染症診査協議会の委員である者は、この条例の施行の日に、前項の規定による改正後の奈良県感染症診査協議会条例（以下「新条例」という。）第二条第二項の規定により設置された中和・吉野保健所感染症診査協議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたとみなされる者の任期は、新条例第四条第一項の規定にかかわらず、同日における旧条例第二条第二項の規定による委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。